

サンレジデンス湘南居宅介護サービス運営規程（指定居宅介護支援）

（事業の目的）

第 1 条 社会福祉法人恵伸会が開設するサンレジデンス湘南居宅介護サービス（以下「居宅介護サービス」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、居宅介護サービスの介護支援専門員（以下「介護支援専門員」という。）が、要介護状態である高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 居宅介護サービスの介護支援専門員は、その利用者の有する能力に応じ自立した日常生活が営むことができるよう配慮するとともに、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して居宅介護支援を行うものとする。

2 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の施設又は指定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

3 事業の運営に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図るものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 サンレジデンス湘南居宅介護サービス
- 2 所在地 平塚市田村2丁目11番5号（特別養護老人ホーム サンレジデンス湘南 1階）

（従業者の職種、員数及び勤務内容）

第 4 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び勤務内容はつぎのとおりとする。

- 1 常勤の管理者（主任介護支援専門員）を 1 名置く。
- 2 管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 3 介護支援専門員 4名を置き、そのうち 3 名を専従とし、1名を兼務として居宅サービス計画の作成等、居宅介護支援に関する業務を行うものとする。
- 4 事務職員 2 名（非常勤職員、他の職務と兼務）を置き、必要な事務を行うものとする。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から日曜日までとする。
- 2 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- 3 電話等により、24 時間相談連絡が可能な体制とする。

（指定居宅介護支援の提供の方法及び内容）

第 6 条 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを中心として、利用者又はその家族に対して、介護支援サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うことをコンセプトとともに、その具体的な取り扱いについては、おおむね次項以下のとおり行うものとする。

2 介護支援専門員は、介護支援サービスの提供を求められた場合には、利用申込者又はその家族に被

保険者証の提示を求めて、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。その場合、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、その利用申込者の意志を踏まえて、速やかに申請が行われるよう必要な協力、援助を行うものとする。

3 介護支援専門員は、介護支援サービスの提供の開始にあたっては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対して運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載したパンフレットを交付して説明を行い、提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

また、居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであること等について説明を行い、理解を得るものとする。

4 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成に当たっては、保険給付の対象者に該当する要介護者の生活上の課題は多様であり、要介護者ごとに全く異なった課題があるなかで一人ひとりの要介護者の実情や、その時々の状態の変化にあわせて最も必要とされるサービスの調整を行うことが介護支援サービスの主要機能であることから、次項からの手順に従って、居宅サービス計画(ケアプラン)の作成を行うものとする。

5 第1のステップとして、介護支援専門員は、「個々の要介護者の生活上の課題を注意深く観察・分析する」課題分析、いわゆるアセスメントは、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接してその趣旨を十分に説明し理解を得たうえで行うものとし、要介護者の心身の状況、その有する能力、既に受けている指定居宅サービス等、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

6 第2のステップとして、介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づいて、利用者の居宅の周辺地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成するものとする。

7 第3のステップとして、介護支援専門員は、前項の居宅サービス計画の原案について、サービス担当者会議の開催、あるいは担当者に対する照会等により、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者の専門的な見地から意見を求めるものとする。

8 第4のステップとして、介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得て、居宅サービス計画として確定させるものとする。

9 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者について解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

10 介護支援専門員は、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

(指定居宅介護支援の利用料、その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の指定居宅介護支援に要した費用は、居宅介護サービス計画費又は居宅支援サービス計画費とし、その費用の額は厚生労働大臣が定める基準により算定された費用の額

によるものとする。

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 事業所から、片道おおむね 30 キロメートル未満 500 円

(2) 事業所から、片道おおむね 30 キロメートル以上 1,000 円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、

支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・伊勢原市・秦野市・大磯町及び二宮町の区域とする。

(苦情処理)

第 9 条 居宅介護サービスは、自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(事故発生時の対応)

第 10 条 居宅介護サービスは、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、介護事業所、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

1 居宅介護サービスは、指定居宅介護支援の提供時に、責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

2 居宅介護サービスは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。

3 居宅介護サービスは、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条 居宅介護サービスは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む)を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知する。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。

(4) (1)～(3)を適切に実施するための担当者を置く。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 12 条 居宅介護サービスは、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他の運営に関する重要事項)

第 13 条 居宅介護サービスは、介護支援専門員等の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- 1 全国社会福祉協議会・神奈川県社会福祉協議会・神奈川県老人ホーム協会・神奈川県ケアセンター協議会等の主催する管理者及び介護支援専門員の研修会に積極的に参加させる。
- 2 管理者、介護支援専門員など従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用契約の内容とする。
- 4 居宅介護サービスは、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人恵伸会と居宅介護サービスの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

この規程は平成 11 年 10 月 01 日から施行する。

この規程は平成 13 年 10 月 01 日から施行する。

この規程は平成 15 年 08 月 01 日から施行する。

この規程は平成 16 年 02 月 16 日から施行する。

この規程は平成 18 年 04 月 01 日から施行する。

この規程は平成 18 年 05 月 26 日から施行する。(管理者変更)

この規程は平成 18 年 10 月 01 日から施行する。

この規程は平成 18 年 12 月 21 日から施行する。(介護支援専門員の変更・伯川芳子)

この規程は平成 19 年 02 月 07 日から施行する。(介護支援専門員の変更・原智子増・伯川芳子減)

この規程は平成 19 年 05 月 01 日から施行する。(介護支援専門員の減・都築岳真)

この規程は平成 20 年 01 月 01 日から施行する。(介護支援専門員の異動・関澤さゆり増・大日向由美減)

この規程は平成 20 年 04 月 01 日から施行する。(名称の変更)

この規程は平成 21 年 04 月 01 日から施行する。(介護支援専門員の変更・青木真理子増)

この規程は平成 21 年 09 月 16 日から施行する。(特定事業所加算Ⅱの算定)

この規程は平成 22 年 02 月 21 日から施行する。(介護支援専門員の配置換えによる介護支援専門員の減)

この規程は平成 22 年 06 月 02 日から施行する。(介護支援専門員の変更・今井嘉子)

この規程は平成 26 年 02 月 01 日から施行する。(営業時間の変更)

この規程は平成 27 年 05 月 01 日から施行する。(管理者変更、介護支援専門員の増・減)

この規程は平成 27 年 11 月 01 日から施行する。(介護支援専門員の異動・北村里香増・原智子減)

この規程は平成 28 年 06 月 01 日から施行する。(介護支援専門員の変更・今井郁増・青木真理子減)

この規程は平成 28 年 07 月 01 日から施行する。(介護支援専門員の変更・小澤朋子増)

この規程は平成 28 年 09 月 01 日から施行する。(介護支援専門員の変更・北村里香減)

この規定は平成 30 年 05 月 01 日から施行する。(介護支援専門員の変更・小西ゆかり増)

この規定は平成 30 年 06 月 01 日から施行する。(介護支援専門員の変更・今井嘉子減)

この規定は令和元年 09 月 01 日から施行する。(管理者変更、介護支援専門員の増・減)

この規定は令和 3 年 05 月 01 日から施行する。(介護支援専門員の変更・今井郁 減)

この規定は令和 3 年 06 月 28 日から施行する。(理事長変更)

この規定は令和 4 年 02 月 21 日から施行する。(介護支援専門員の変更・増)

この規定は令和 6 年 04 月 01 日から施行する。(法改正)

この規定は令和 6 年 06 月 01 日から施行する。(感染症の項目を追加する。)